

令和8年度地域農業人材確保支援事業（お試し就農）業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1. 目的

本要項は、地域農業人材確保支援事業（お試し就農）について、仙台市（以下、「本市」という。）が委託する事業者を、公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）により選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

2. 募集事項

- (1) 業務名 : 令和8年度地域農業人材確保支援事業（お試し就農）
- (2) 業務内容 : 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 : 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約金額上限 : 3, 842, 000円（消費税及び地方消費税含む。）
※令和7年度補正予算原案に基づく金額であり、成立した予算内容に応じて業務内容等の変更及び予算額減額の可能性がある。
- (5) 支払方法 : 実績報告に基づく完了払
- (6) 選定方法 : 公募による企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定し、受託候補者とする。

3. 参加資格

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 仙台市暴力団排除条例第2条第1項第3号に規定する「暴力団員等」でないこと。
- (3) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (4) 仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されている者においては、有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (5) 仙台市税又は現在の主たる事業所所在市区町村の市区町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- (6) 本業務の目的を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (7) 業務実施に当たり必要な人員体制が整っていること又は人員体制を整えることが確実と見込まれること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立中若しくは更生手続き中又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立中若しくは再生手続き中でないこと。
- (9) 共同企業体を結成する場合にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下のすべての条件を満たしていること。
 - ・すべての構成員が上記(1)から(8)に掲げる条件を満たしていること。
 - ・構成員が代表構成員に発注者及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。
 - ・本要項5の書類提出時まで共同企業体を成立させていること。
 - ・業務完了時まで代表構成員の変更がないこと。

4. 質問及び回答

本要項又は仕様書の内容等に関する質問は、次により受け付けし、回答する。

- (1) 質問方法：質問書（任意様式）に記入の上、電子メールにより質問
- (2) 提出先：仙台市経済局農林部農業振興課担い手支援係
メールアドレス kei008130@city.sendai.jp
- (3) 受付期間：令和8年3月19日（木）17時まで。
受付期間内であれば質問回数に上限は設けない。
- (4) 回答方法：提出された質問をとりまとめ、令和8年3月24日（火）までに仙台市ホームページに回答を掲載する。

5. 参加表明書及び企画提案書の提出

参加を希望する事業者が、本要項3の参加資格要件を満たしていることを確認の上、次により申込をすること。

- (1) 提出期間：令和8年4月7日（火）17時まで
- (2) 提出方法：郵送（書留郵便）又は持参
- (3) 提出先：〒980-0803
仙台市青葉区国分町3丁目6番1号 仙台パークビル9階
仙台市経済局農林部農業振興課担い手支援係
電話：022-214-7327

(4) 提出書類

書類名	部数	備考
①参加表明書（様式1）	1部	

②暴力団排除に係る誓約書（様式2）	1部	
③共同企業体結成に係る届出書（様式3） 及び協定書	1部	共同企業体による応募のみ
④市税の滞納がないことの証明書（※1）	1部	
⑤会社概要	6部	パンフレット等も可
⑥企画提案書	6部	A4版両面印刷とする

※1：市内に主たる事業所がある場合は、各区役所や各総合支所の窓口にて取得してください。市外に主たる事業所がある場合は、所在市町村の市町村税の納税証明書を取得してください。

6. 企画提案書等の作成要領

企画提案書については、提案内容と別添仕様書に示す業務の目的との整合性が図られているかに留意し、以下の内容について、記載すること。

①企画全体の概要

- ・事業趣旨や目的を踏まえた事業内容や運営体制等、全体像が分かるもの

②会社概要

- ・所在地、業務内容、組織体制、経営状況等
（会社案内等の当該内容を満たす書類の添付でも可）

③本業務に係る組織体制・スケジュール

- ・本業務実施に係る組織体制、業務実施のスケジュール

④業務内容に係る提案

- ・仕様書を踏まえた具体の企画提案内容
- ・仕様書Ⅲ2(2)①のお試し就農生の募集方法について、想定の手法やスケジュール等を具体的に明示すること
- ・仕様書Ⅲ2(2)②の事前研修について、受入組織及びお試し就農生に対する想定研修内容を明示すること
- ・仕様書Ⅲ2(2)③のお試し就農の実施について、職業安定法第30条の有料職業紹介事業について、厚生労働大臣の許可を受けていることが分かるよう許可番号を明示するほか、当該事業の実績や類似事業の実績について記載すること

⑤見積書及び経費内訳

- ・積算の内訳が分かるもの（諸経費及び消費税を含む）
- ・本要項2(4)に示す契約金額の上限を超えないこと

7. 選定方法

(1)選定方法

選定の対象は、本要項5の書類の提出者（以下、「応募者」という。）とし、本要

項3に掲げる参加資格要件について審査を行うとともに、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、応募者の提案内容を、令和8年度地域農業人材確保支援事業（お試し就農）業務委託公募プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において審査し、最も優れた提案があった者を受託候補者に決定する。

なお、応募が多数あった場合は、事前に書類審査を行い、審査を通過した応募者のみ下記(2)のプレゼンテーションの実施ができるものとする。

(2) プレゼンテーションの実施

①日時：令和8年4月14日（火）14時から16時の間で別途指定

②場所：仙台市役所経済局第一会議室

仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル9階

③方法

- ・出席者は1提案につき3名以内とする。
- ・1応募者あたりの持ち時間は、20分以内（説明10分、質疑応答10分）とし、本市が指示した時刻から順次個別に行うものとする。
- ・事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。

(3) 提案審査及び点数

提案の審査は、審査委員会において行う。審査委員は以下の審査項目について、企画提案書等の内容を総合的に評価し、応募のあった提案それぞれについて採点する。

また、応募者が市内に本店を有する場合（共同企業体での応募の場合は、構成する企業の半数以上が市内に本店を有する場合）は、各委員の点数の合計に、20点を加点するものとする。

審査項目	点数 (100点満点)
(1) 業務内容や仕様内容との合致	
<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的を十分に理解し、事業目的に合致した提案内容になっているか 	20
(2) 業務の遂行能力	
<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するための具体的な組織体制が示されており、事業を遂行するための能力等を有しているか 	10
<ul style="list-style-type: none"> ・業務のスケジュールは適切か 	10
(3) 業務の内容について	

<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書Ⅲ 2 (2) ①の提案について、お試し就農生の募集方法の提案は適切か 	15
<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書Ⅲ 2 (2) ②の提案について、受入組織及びお試し就農生に対して実施する事前研修内容は妥当か 	15
<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書Ⅲ 2 (2) ③について、職業安定法第 30 条の有料職業紹介事業について厚生労働大臣の許可を受けており、事業実施を適切に執行できる見込みがあるか 	15
(4) 見積金額の妥当性	
<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容と見積書の整合性がとれており、事業費が適切に積算されているか ・見積金額は委託契約上限額を超えていないか 	15
委員 1 名あたりの点数合計	
	100

【評価基準（5段階）】

劣る	←	普通	→	優れている
1	2	3	4	5

(4) 受託候補者の選定

提案審査の結果、審査委員による評価点数の総合計が最も高い応募者を受託候補者として選定する。次に総合計が高い者を次点とする。ただし、総合計が同じ者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により、受託候補者を決定する。

なお、「劣る」と評価された項目が1つ以上ある場合は、受託候補者とししない。

(5) 選定結果の通知

選定結果については、令和8年4月15日（水）以降、全提案者に対して電子メールで通知する。

8. 契約の締結

(1) 受託候補者との協議等

選定した受託候補者と業務内容等への提案内容の反映について協議し、仕様書の案を作成の上、見積書を再提示し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

受託候補者と契約締結交渉が不調となった場合は、次点候補者と同様に契約交渉を行うことができることとする。

(2) 情報セキュリティに係る現地調査の実施及び研修

受託候補者は、契約締結の間までに「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」（以下、「外部委託ガイドライン」という。）（※）により定められた「個人情報の適切な取扱いの確保に関する調査票」（参考資料）を本市に提出し、現地調査を受けること。（調査の具体的な日時は別途本市と協議の上で決定する。）

現地調査の結果、本市の個人情報保護規定の基準を満たし、その対策が適切に確保されていることを本市外部委託審査会で承認された場合、本業務の受託候補者として正式に決定する。

また、受託候補者（再委託先も含む）の個人情報等保護責任者に就任する予定の者は個人情報を取扱う業務を開始するまでに、外部委託ガイドラインにより定められた「仙台市個人情報セキュリティ研修」を受講すること。

【現地調査の免除】

現地調査は、次のア～エのいずれかに該当する場所については、免除することができる。

- ア)本市の管理権限が及ぶ庁舎等の内部にあり、本市が問題ないと認める作業場
イ)個人情報を取扱う場所において実施する、ISMS 適合性評価制度の認証を取得している事業の範囲において本業務を実施する場合、その作業場所及び作業場所を管理する事務所
- ウ)外部委託ガイドライン 5 (7) または 5 (7)-2 に掲げる要件に該当することを本市が確認した作業場所及び作業場所を管理する事務所
- エ)受託候補者又は受託候補者における個人情報等保護責任者（※）が当該業務に関して、法令等により守秘義務を課されている場合の作業場所

【「仙台市個人情報セキュリティ研修」受講の免除】

「仙台市個人情報セキュリティ研修」の受講は、次のア～ウのいずれかに該当する場合は、免除することができる。

- ア)受託候補者（再委託先も含む）における個人情報等保護責任者が当該業務に関して、法令等により守秘義務を課されている場合（当該業務に関して、特定個人情報等を取扱う場合を除く。）
- イ)個人情報等保護責任者が、市の指定する個人情報等の保護及び情報セキュリティに関する研修を前回受講した年度から、3年を経過していない場合
- ウ)受託候補者が ISMS 適合性評価制度の認証を取得している場合、又は ISMAP もしくは ISMAP-LIU クラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスの提供事業者である場合

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」

<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

※「個人情報等保護責任者」

本業務の個人情報の保護について責任を負う者で、作業場所、作業人員、作業方法などを随時確認し、個人情報のシステムの・人的な漏えい、滅失等がないよう監督する者

9. 留意事項

- (1) 提出書類の作成、提出等、企画提案に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 応募書類は理由の如何に関わらず返却せず、本市の責任において処分する。
- (3) 提出期日以降における提出書類の差替及び再提出は認めない。なお、提出書類以外に審査に必要な書類の提出を本市から求める場合がある。
- (4) 参加表明書を提出した者が辞退する際は、辞退届（様式4）をすみやかに提出するものとする。
- (5) 本業務の受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的且つ有効に行う上で必要と思われる場合には、本市と協議の上、あらかじめ承認を受けて業務の一部を委託することができる。
- (6) 業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法その他の関係法令を遵守すること。

10. 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

なお、選定された受託候補者が参加資格を失った場合には、次点候補者と手続きを行う。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平を害する行為があった場合
- (4) 本要項2(4)に示す契約金額の上限を超える見積を積算した場合
- (5) 本要項3に示す参加資格要件を欠くことになった場合

11. その他

本要項に定めのない事項については、本市の指示によるものとする。

12. 担当課

仙台市経済局農林部農業振興課

〒980-0803

仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル9階（表小路仮庁舎）

・電話：022-214-7327

・メールアドレス：kei008130@city.sendai.jp

13. スケジュール

受託候補者選定までのスケジュール（予定）は次のとおりとする。

(1) 企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和8年3月19日（木）17時
(2) 質問回答	令和8年3月24日（火）
(3) 参加表明書及び企画提案書の提出期限	令和8年4月7日（火）17時
(4) プレゼンテーション及び審査委員会	令和8年4月14日（火）午後
(5) 企画提案書の選考結果の通知	令和8年4月15日（水）以降
(6) 外部委託審査会における審査	令和8年4月15日（水）以降
(7) 契約締結	外部委託審査会の承認日以降 （令和8年5月中）